

陳情事項	回答
<p>【1】自治体の基本的あり方について</p> <p>①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保険施策の充実をすすめてください。</p> <p>②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。</p> <p>③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることなどをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移さないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないことを希望します。滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談のとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応していただきたい。</p>	<p>法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行政運営に努めます。</p> <p>行政サービス制限条例は制定しておりません。</p> <p>滞納整理機構は、最近の悪化から滞納者の増加を防止、自主財源の確保と滞納額の縮減を目的として設定されたものです。高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果が、適法・適切に事務処理を進めていきます。</p>
<p>収納対策室</p>	

<p>【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて</p> <p>①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。</p> <p>②防災計画を、マダニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。</p> <p>③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してってください。</p>	<p>毎年、各部各課のヒアリングを通じ、採用計画、人員配置の適正化に努めているところである。</p> <p>国の中央防災会議が秋頃までに東海・東南海・南海地震の被害予測をとりまとめる予定となっているので、その結果を踏まえ、必要な小牧市独自の対策を講じます。</p> <p>小中学校の耐震化につきましては、平成23年度に小学校5校、中学校4校の耐震補強工事が完了し、平成23年度・24年度で小学校1校の全面改築工事を施工しています。平成25年度・26年度で中学校1校の全面改築工事を施工する予定をしており、これが完了しますと小中学校の耐震化は全て完了します。</p> <p>個人宅の耐震化については今年度限度額を30万円引上げ90万円としました。予算戸数も拡大しました。来年度以降も継続していききたいと考えています。</p>
<p>④避難所のバリアフリー化を進めてください。</p>	<p>風水害・地震時の避難所として指定されている施設について、建て替えや改修工事等の折にバリアフリー化するよう努めます。</p>
<p>⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を必要とする高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・充実してってください。</p>	<p>平成19年4月19日に市内4つの福祉施設と「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を締結し、既設の避難所では対応が困難な要援護者のために施設を使用することについて協力を要請できる福祉避難所を整備・充実については検討してまいります。</p>
<p>⑥災害拠点病院の強化充実をはかってください。</p>	<p>DMATや災害医療派遣などの体制を整え、災害対応の訓練も定期的の実施している。また、薬品や食料・飲料水も数日分備蓄している。</p>
<p>⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。</p>	<p>平成16年3月に内水氾濫を想定した洪水ハザードマップを、平成20年3月に地震防災マップを作成し全戸配布しています。いずれのマップにつきましても、マップ作成の基となった資料のデータ更新等がされた場合に検討します。避難経路については、最寄の避難所まで実際に歩き、周りの危険度を把握しながら各自で複数のルートを確認することが重要です。</p>
<p>防災課</p>	<p>防災課</p>
<p>市民病院</p>	<p>市民病院</p>
<p>防災課</p>	<p>防災課</p>
<p>庶務課・建築課</p>	<p>庶務課・建築課</p>

<p>⑧防災教育を徹底してください。</p>	<p>毎年、地域住民や防災関係機関等の協力を得て水防訓練と防災訓練を実施しています。また、自主防災会・婦人消防クラブ合同研修会として防災講演会を実施して減災意識の高揚に努めています。今後も、更なる市民の減災意識の高揚を図り災害に強いまちづくりに努めていきます。</p>	<p>防災課</p>
<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p>		
<p>1. 安心できる介護保障について</p>		
<p>(1) 介護保険について</p>		
<p>①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。</p>	<p>介護職員の処遇改善や、高齢化の進行による受給者の増加のため、今後の介護給付費は増加が見込まれますが、基金の活用も含め、保険料の上昇の抑制に努めたいと考えています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。無年金者への配慮をよめてください。</p>	<p>低所得の方に対しては、介護保険料の減免制度を設けています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p>	<p>本市独自の施策については考えておりません。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>④要支援者を介護保険からははずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。</p>	<p>現時点では、介護予防、日常生活支援総合事業の実施は考えておりません。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行ってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	<p>第4次高齢者保健福祉計画で、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設等の地域密着型サービス施設整備を図っているところがあります。なお、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所確保に対する助成制度については、現在のところ考えておりません。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1箇所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任を持って働き続けられるよう委託費を引き上げてください。</p>	<p>本市においては、市内各地域に4箇所設置しており、全て社会福祉法人に委託をしています。現時点では、地域とのネットワークが構築されつつあり、包括も地域に周知されてきています。委託費については23年度引き上げを行いました。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	<p>介護職員の質の向上のため、事業所を対象に介護職員の研修を実施しています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p>		
<p>①高齢者が地域で生き生きと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p>		
<p>ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	<p>緊急通報装置の設置、配食サービス及び家事援助員の派遣などの生活支援の施策を実施しておりますので、今後も周知に努めます。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p>	<p>市内8コースに巡回バス（全て低床バス）を運行しており、巡回バスは車椅子のままでもご利用いただける仕様となっております。</p>	<p>長寿介護課 交通防犯課</p>
<p>ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。</p>	<p>また、10月1日より65歳以上の方は料金が無料となりました。</p> <p>小牧市社会福祉協議会に対して補助を行い、サロンなどの高齢者の集まりの場が増えるよう働きかけます。</p>	<p>長寿介護課</p>

<p>エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者の住宅を公営で整備してください。</p> <p>②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p>	<p>現時点では、バリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。</p> <p>自己負担額の引き下げは考えておりません。 なお、会食方式を実施する団体に対して、間接的に助成（いきいきサロン）を行っています。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p>
<p>(3) 障がい者控除の認定について</p> <p>①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p> <p>②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>	<p>現時点では、実施は考えておりません。</p> <p>身体状況より該当と判断される対象者には個別に案内しておりますが、全ての要介護認定者への送付は、現時点では考えておりません。</p>	<p>長寿介護課</p> <p>長寿介護課</p>
<p>2. 高齢者医療などの充実について</p> <p>①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。又、短期保険証は、発行しないでください。</p>	<p>後期高齢者の方の医療費が拡大しているなかで、高齢者の方に医療費を負担していただくことは、必要であると考えます。後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大については、現在、県補助対象を拡大しひとり暮らし高齢者を対象者とされており、さらなる対象者の拡大については、県下各市の動向等を見ながら判断していきたいと考えています。</p> <p>資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行っておりません。なお、短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じて発行しております。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保険年金課</p>
<p>3. 子育て支援について</p> <p>①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。</p> <p>②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。</p> <p>③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。</p> <p>④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。</p>	<p>子ども医療費助成制度は、平成20年4月から15歳年度末までに拡大したところですが、子ども医療費助成制度は、病院にかかる機会の多い子どもが適切な医療を受けられ、また、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るための制度です。そのため、18歳年度末までの拡大は現在のところ考えていません。</p> <p>妊婦の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診については、現在のところ実施する考えはございません。</p> <p>・小牧市の認定基準は、生活保護基準の1.3倍に市の独自基準を加味したものを1.3倍した額を目安としており、現時点では変更を考慮しておりません。 ・申請の受付は、従来の学校と市教委事務局学校教育課の双方で受け付けています。 ・申請手続きに民生委員の証明は不要です。 ・支給内容は、予算の範囲内で国の補助基準に準ずるようにしています。</p> <p>現在のところ無料にする予定はありません。</p>	<p>保険年金課</p> <p>保健センター</p> <p>学校教育課</p> <p>学校給食課</p>
<p>4. 国保の改善について</p> <p>①国民健康保険制度の都道府県単位に反対してください。</p> <p>②保険料（税）について</p>	<p>医療保険の広域化は、保険財政の安定化には必要であると考慮しております。現在、国においては医療保険制度における様々な検討がなされておりますので、その推移を見守りたいと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>

<p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。</p>	<p>一般会計からの繰入金については、22年度実績で国保加入者1人当たりの繰入額が県下37市中6位で、たいへん多くなっています。その他繰入金は国保加入者以外の方の負担が発生し、好ましくないものであり、国保財政の健全な運営からいえば減額すべきであると考えられています。したがって、繰入額の増額による保険料の引き下げ等の実施は現在のところ考えておりません。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないうでください。当面、一般会計による減免を実施してください。</p>	<p>均等割については加入者全員に賦課することが地方税法で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。また、一般会計による減免については、その他繰入金が増額による減免のことであれば、上記「ア」のとおりで。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p>	<p>低所得者については地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されています。条例による低所得者に対する減免措置は現在のところ考えておりません。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	<p>所得激減による減免については条例等に規定されており、前年中総所得が400万円以下の世帯で今年中所得が200万円かつ前年所得の10分の9以下の場合に減免対象となることとなっております。基準の見直しは現在のところ考えておりません。なお、非自営的失業者について給与所得を30/100とする軽減を平成22年度より実施しています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③保険料(税)滞納者への対応について</p>		
<p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未満の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p>	<p>資格証明書については、納税相談等により生活状況や納付計画等を聞き取り、やむを得ず保険料を納めることができないう状況であれば交付することはありません。また、18歳未満の世帯や母子医療、障がい者医療等が適用される被保険者がいる世帯には交付していません。また、保険証については、義務教育修了前の方に限り受け取りがなかった全世帯に通知文を送付し勧奨しています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p>	<p>保険給付については、制限は実施していません。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p>	<p>短期証の交付については、取扱基準の中で、納付割合や分納の履行状況により有効期限を定めており、負担の公平性の観点から、対象者以外の方と一定の区分をすることが適切であると考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>未納がある方には納税相談をする機会がありますので、その中で生活実態等の把握をしています。生活実態等の把握をした上で、支払可能な額で分納誓約等の手続きを実施しています。差押えについては、収税課所管事務ですが、保険年金課と同様に納税相談等において生活実態等の把握に努め、その状況等を勘案しながら実施しています。また、保険証を送付していない全世帯に納税相談により保険証の交付を受けるように通知文を送付しています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>国通知により、東日本大震災被災者に対して一部負担金の免除等を適用することが定められたため、それに合わせて、小牧市として災害被災者に対して一部負担金の免除を適用するため規則を制定し、平成23年6月24日より施行したところです。また、周知方法につきましては市ホームページで行っておりません。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>5. 障がい者施策の充実について</p>		

<p>①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。</p>	<p>児童の医療については子ども医療と障がい者医療で対応します。16歳以降も一定以上の障がいをもつ児童については引き続き障がい者医療によって医療費を補助しています。福祉サービスの自己負担についてはH22年度より生活保護及び住民税非課税世帯については0円としており、給食費・食費・光熱水費などの実費負担についても、サービスの種別に応じて一部又は全額を補助しています。</p>	福祉課
<p>ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p>	<p>精神通院医療については、国の動向を注視していきたいと考えております。しかしながら、自立支援医療のうち精神通院医療については、市単独事業である「精神障害者医療費助成」の制度を利用することで利用料は発生しません。また、更生医療についても、「重度心身障害者医療費助成」の制度を利用することで住民税非課税世帯に關係なく実質的な自己負担の発生はありません。</p>	福祉課
<p>イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援護など福祉サービスの利用料、補装具を無料にしてください。</p>	<p>補装具及び日常生活用具の費用について、制度上は利用者負担額は1割(10%)ですが、小牧市では、利用者負担額の軽減措置として半額(5%)を市単独で補助しています。児童デイサービスについても、児童の療育の充実を図るため、利用者負担額の軽減措置として利用者負担額を市単独で補助しています。</p>	福祉課
<p>ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。とくに、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。</p>	<p>現在、小牧市では訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業については利用料を無料としています。移動支援の利用料については、国の制度と同じ自己負担額の体系をとっておりますので、市民税非課税世帯及び生活保護世帯につきましては利用料を無料としています。福祉ホームについては、小牧市に1棟もありませんので現在のところは利用料についての減免は考えておりません。</p>	福祉課
<p>エ. 施設利用者の食費・水光熱費の自己負担をなくしてください。</p>	<p>施設利用者の食費・水光熱費については、所得状況等を動察し、「特定障害者特別給付費」を支給しています。</p>	福祉課
<p>②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービスの生活支援事業に対する支給制限を撤廃してください。移動支援は必要時間を支給してください。</p>	<p>小牧市では、障害程度区分を基準とした利用時間の支給制限を設けておりません。移動支援等の福祉サービスの利用時間につきましては、申請者の利用計画を聞き取った上で、福祉事務所内で適正な支給決定を行っています。</p>	福祉課
<p>③第3期障害者福祉計画の策定にあたって、教値目標・サービスマン・家族・事業者の意見を幅広く意見を求め、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。</p>	<p>第3期障害者福祉計画の策定にあたっては、アンケートやヒアリング等により、障がい者・家族・事業所など幅広く意見を求めて教値目標やサービスマン見込み量について検討していく予定です。また、GHCH整備につきましては、今後とも新規事業者の参入や既存事業者の事業拡充を進めるため、市単独の補助金事業を継続して実施します。</p>	福祉課
<p>④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。</p>	<p>小牧市では、自立支援協議会専門部会において、身体障がいについては医療的ケアや移動支援についての、知的障がいについては、ケアホームなどの住まいの場、精神障がいについては患者の家族を支援するための対策についてそれぞれ検討しています。</p>	福祉課
<p>⑤障害者差別禁止条例を制定してください。</p>	<p>県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。</p>	福祉課

6. 健診事業について

<p>がん検診については、健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいております。なお、満70歳以上の方が、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更の考えはございません。また、女性特有のがん検診推進事業としてある方、非喫煙世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。また、子宮がん、乳がん、乳がん無料クーポンポスを配布してある一定の年齢に達した方を対象に、子宮がん、乳がん、乳がん無料クーポンポスを配布してあります。実施期間は、がん検診については集団方式で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを5月～3月、個別方式で胃がん、大腸がん、胸部X線、子宮がん、前立腺がんを6月～2月に実施しています。歯周疾患検診については自己負担金無料で年7回行ってまいります。歯周疾患検診についても検討していきたいと思っております。</p>	<p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしていただきます。また医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団健診をともに実施していただきます。</p> <p>②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしていただきます。</p>	<p>保健センター</p>
--	---	---------------

<p>7. 予防接種について</p> <p>①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、HPV（子宮頸がんワクチン）の任意予防接種を無料で受けられるようにしていただきます。</p> <p>②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種に助成制度を設けてください。</p>	<p>平成23年1月から3ワクチンの無料接種を開始しています。</p>	<p>保健センター</p>
---	-------------------------------------	---------------

<p>8. 生活保護について</p> <p>①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしていただきます。また、生活保護が必要な人には早急に支給していただきます。</p> <p>②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取扱いを行わないでください。</p> <p>③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>高年齢者用肺炎球菌は、平成21年6月からひとり5,000円1回限りの助成をしています。水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種については、23年10月から全額助成します。</p> <p>憲法第25条及び生活保護法に基づいて対応しております。その際、他の制度があることを理由に生活保護申請を認めない、妨害することとはしておりません。生活保護を開始する際には、保護申請後、必要な調査を実施した上で保護を決定する必要がありますので、概ね2週間必要となりますが、できる限り早急に対応させていただきます。ご理解をお願いします。</p> <p>生活保護制度上、自家用車の保有は原則として認められていませんが、保護の実施要領等に定める要件に合致する場合は、保有を容認できる場合がありますので、画一的に保護の申請を認めないということはありません。</p> <p>就労支援については、就労支援相談員を1名配置して、就労支援に向けて取り組みをしています。生活指導を行うケースワーカーについては、今後の景気動向、生活保護受給者数の増加に合わせて必要があれば増員するよう対応していきます。</p>	<p>福祉課</p>
--	--	------------

<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出していただきます。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p>	<p>福祉課</p>
--	------------

<p>①消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることをなく、その総額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくっていただく。その際、すべての高齢者の「無年金・低年金の改善」に役立ってもらうようにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>低年金・無年金問題につきましては、現在国において年金制度改革の中で議論されており、その動向を見守りたいと考えております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしていただく。医療保険の患者負担を軽減していただく。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額していただく。</p>	<p>後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心に医療費が増大する中、財政運営責任の明確化、負担の明確化を図るために創設された医療制度です。元の老人保健制度に戻すことは望ましいこととは考えていません。国保の都道府県単位化は、上記「4. 国保の改善について①」のとおりです。なお、国保の国庫負担の増額については、関係機関を通じて行っているところです。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてってください。</p>	<p>介護保険の制度設計については、国の動向を見守りたいと考えています。</p>	<p>長寿介護課</p>
<p>④18歳年度末までの医療費無料制度を創設していただく。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額し、恒久措置としていただく。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としていただく。</p>	<p>18歳年度末までの医療費無料制度は「3. 子育て支援について①」の回答のとおりです。なお、国保の国庫負担減額については廃止するよう関係機関を通じて行っているところです。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p>	<p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>総務部</p>
<p>⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の縮減・病床削減をやめて、ペナルティなしの地域医療再生のための交付金を支出していただく。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行っていただく。</p>	<p>国の制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃していただく。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしていただく。</p>	<p>国の制度でありますので、市としては、意見書・要望書の提出は考えておりません</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。</p>	<p>平成22年2月19日、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会がまとめた「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」が発表され、議論が必要と考えられてきた「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方」の対象の中にヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌があがっています。今後、「どう評価し、どのような位置付けが可能か」といった点についてさらに議論が必要である。」とまとめられていますので国の動向を見守りたいと思います。不活化ポリオワクチン導入については「不活化ポリオワクチンの円滑な導入に関する検討会」が設置され、「移行する際の公衆衛生上の課題や具体的な方法について、専門家や直接現場の関係者等を交えて検討を行う。」としており、今後の国の動向を見守りたいと考えます。</p>	<p>保健センター</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p>	<p>後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>保険年金課</p>

<p>②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。</p>	<p>18歳年度末までの医療費無料制度は「3. 子育て支援について①」の回答のとおりです。 意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。</p>	<p>補助金の額については、国・県が交付決定をしますので、原則、市の要求によって金額が変わるものではありません。ただし、法改正時のシステム改修委託費等について、市の負担が極力発生しないように特別調整交付金等、要求すべきものについては補助金等の交付要求をしていききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑥精神障がいのある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p>	<p>当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院については全疾病を対象としています。なお、県における補助対象の拡充については、県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。</p>	<p>意見書・要望書の提出は考えておりません</p>	<p>福祉課</p>
<p>⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組みについて」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。</p>	<p>看護体制7対1を確保する為、看護師は毎月採用試験を実施する事と併せ、合同病院説明会や病院見学会など多くに参加又は開催しています。また、離職者数を減らす為育児休業や短時間勤務、部分休業制度など整備しています。また、院内保育所を活用しより働きやすい環境を整えるように努めています。現在のところ、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>市民病院</p>

<p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p>	<p>広域連合からは平成23年7月に、県に対し財政支援の要望を行ったと聞いております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。</p>	<p>滞納者への資格証明書の発行は行っていないと認識しております。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>
<p>④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。</p>	<p>県下各市の動向をみながら判断していききたいと考えています。</p>	<p>保険年金課</p>